

平成22年6月9日現在

研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19720070
 研究課題名（和文）国際著作権法の成立・発展、イギリス文学との競合とアメリカ、カナダの国民文学の成長
 研究課題名（英文）Development of International Copyright Laws, Competition with British Works and the Growth of National Literature of America and Canada
 研究代表者
 園田 暁子 (SONODA AKIKO)
 中京大学・国際教養学部・准教授
 研究者番号：00434564

研究成果の概要（和文）：19世紀、国際著作権条約が存在しない中、イギリスの作家たちはその作品がアメリカで自由にリプリントされることに不満を感じていたが、その一方でアメリカやカナダの文筆家たちは、安価に出版できるイギリスの作品との競合を余儀なくされていた。1830年代以降、19世紀を通じて行われた国際著作権条約の是非を巡る議論と文学者たちの関わりと出版業の実態に着目し、アメリカ、カナダにおいて独自の文学を求める動きと国際著作権の確立との関連性を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Throughout most of the nineteenth-century, in the absence of an international copyright treaty, works by British authors were reprinted in the United States without proper royalty payments. British authors expressed their dissatisfaction with the situation; moreover, American and Canadian authors had to compete with British works which could be produced without payment to authors, and they were experiencing difficulty in finding publishers for their works. In this study, I have looked into the relationship between the development of international copyright laws and the movements towards the establishment of national literature in the United States and Canada.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,200,000	0	1,200,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	600,000	3,880,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文学・ヨーロッパ語系文学

キーワード：イギリス文学、アメリカ文学、カナダ文学、著作権、出版の歴史

1. 研究開始当初の背景

著作権法や出版業が創作や創作者の意識に対して持った影響を分析しようという研究は、キャサリン・セヴィル (Catherine

Seville) の *Literary Copyright Reform in Early Victorian England* (1999) やメレディス・マックギル (Meredith L. McGill) の *American Literature and the Culture of*

Reprinting 1834-1853(2003)など、近年みられるようになったものの、国際著作権法の成立・発展とアメリカとカナダ独自の文学の成長の関係をとらえようとする研究は、国内外ともにこれからの研究が待たれる分野であった。

本研究の開始に先立ち、国際著作権法の成立過程における英米の文学者の関与の在り方についての研究を行う中で、アメリカとカナダの著作権保護の在り方と、両国独自の文学の成長の過程を比較することで、アメリカの国際著作権関連の政策と文学の特質がより明らかになると同時に、文学と知的財産法の歴史についての研究を融合させた新たな領域の研究を行うことができるという着想に至った。

著作権保護の問題は、文化的問題であると同時に、政治・経済・社会の問題とも密接に絡み合った問題である。より広いコンテキストの中で、文学をとらえると同時に、著作権法・条約が、保護する対象である文学作品にどのような影響を与えてきたかについて、実証的な研究を行うことで、今後の文学、知的財産保護の在り方を探ることができるような研究を行うことを目指した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、19世紀から20世紀における国際著作権法・条約の成立・発展とアメリカ、カナダ両国における独自の文学の成長との関係を明らかにすることにある。国際著作権保護に関する取り決めが存在しない中、19世紀のアメリカや当時はまだイギリスの植民地であったカナダではイギリスの著作者による作品は非常に多数出版されていた。このようなイギリスの文学作品との競合を余儀なくされるという状況の中、アメリカ・カナダの文学者たちがいかにして独自の文学を確立・発展させていったのかについて、1830年以降活発に行われた国際著作権法の是非をめぐる議論との関係に着目しながら研究を行った。そして、イギリスがアメリカとカナダに対して持った文学的・政治的影響力の大きさとその性質を把握すると同時に、これら三国の文学が相互に与え合った影響をとらえなおすことを目指した。

3. 研究の方法

(1) 18世紀から20世紀にいたるまでのイギリスにおけるアメリカ文学論を調査し、イギリス人のアメリカ文学観とその変遷を把握した。

(2) アメリカン・ルネッサンスとイギリスの作品の海賊版出版の関係について、国際著作権法についての議論と出版界の状況をもとに考察した。また、アメリカにおいて出版されたイギリスの作品がアメリカ人著作者

の創作活動に与えた影響について分析した。

(3) アメリカ独自の文学の成立におけるアメリカの学者・文学者の貢献について、エマソン、クーパー、ホイットマン、ブランダー・マシューズをはじめとするアメリカの文化的独立を目指し、貢献した者たちを取り上げ、ケーススタディを行った。

(4) カナダにおけるカナダ文学論、イギリスにおけるカナダ文学・文化に関する認識とその変遷について、調査・研究を行った。

(5) カナダにおけるイギリスの作品の著作権保護に関する法律などの変遷を把握し、その過程において、カナダとイギリスからなされた様々な主張について整理した。

4. 研究成果

国際著作権条約が存在しない中、19世紀のアメリカや、当時はまだイギリスの植民地であったカナダでは、イギリスの著作者による作品は非常に多数出版されていた。そして、イギリスの文学者は、無断で自分の作品が外国で盛んに出版される状況に憤りを感じ、アメリカ、カナダの文学者は自国にあふれるイギリスの作品との競合を余儀なくされるという状況の中で苦しい戦いを強いられていた。

本研究は、このようなイギリスの文学作品との競合を余儀なくされるという状況の中、アメリカ・カナダの文学者たちがいかにして独自の文学を確立・発展させていったのかについて、1830年以降活発に行われた国際著作権法の是非をめぐる議論との関係に着目して研究を行った。

まず、19世紀から20世紀前半にかけての、英米両国の出版業の実態、国際著作権法の是非をめぐる議論を整理することに力点を置くとともに、アメリカでイギリス人著作者の作品を出版したケアリー・アンド・リー、ハーパーなどの出版社がイギリス人の著作者や出版社との間で行った交渉などについて調査した。著作権法、出版史関連の書籍を入手し、平成20年2月下旬から3月初めにかけてイギリスの大英図書館、ロンドン大学図書館とフランスの国立図書館で文献調査を行った結果、アメリカの出版社は合法的にイギリス人著作者の作品を、著作権料などの支払いをすることなく出版できた一方で、アメリカの出版業界に存在した不文律、業界の礼譲により、アメリカにおいて最初に出版することで市場において有利な立場を確保することができたことを確認した。無用な競争による共倒れを避けるために、他社がすでに出版したタイトルのリプリントを行わないという配慮がなされていたため、個別にイギリスの著作者や出版社に対して原稿の準備段階での引き渡しに対して支払いを行うケースも多数あったことが明らかになった。

また、19世紀における国際著作権法に関するイギリス、アメリカ、カナダにおける議論について研究を進め、ディケンズの作品の、アメリカをはじめとする外国での出版をめぐる議論や出版業の慣例等についての2編の論文、そして、アンソニー・トロロープもメンバーとなりイギリスのその後の著作権政策の在り方について現状に即した具体的提言を行った1876年の王立委員会の貢献についての論文にまとめ『知財研フォーラム』において発表した。

また、1820年代には、アメリカを代表する出版者で、後に経済学者となったヘンリー・ケアリー(Henry C. Carey)が提起した国際間の著作権保護に関する議論の特質と変遷について考察を加え、コペンハーゲンで2008年9月10日から12日にかけて開催された、SHARP(Society for the History of Authorship, Reading and Publishing)の学会で口頭発表を行った。

そして、アメリカとカナダにおける国際著作権法の成立・発展と独自の文学の成長との関連についての研究をまとめた。アメリカもカナダも、イギリスを旧宗主国とする国であるが、後者の文学的独立が、アメリカのそれよりも大幅に遅れた理由はやはり、イギリスからの政治的独立と国際著作権法に対するスタンスの違いによるものであったことを明らかにするためアメリカ、カナダ両国におけるイギリスの作品と自国の文学者による作品の出版状況(トウェイン、ホイットマン、チャールズ・ロバーツ、L.M. モンゴメリら代表的な文学者数名に着目)と、アメリカ、カナダにおける独自の文学の成立・発展をめぐる議論についての研究を進めた。

国際著作権法関係の文献、イギリス、アメリカ、カナダの文学・著作権・出版業に関する文献を調査するため、イギリスの大英図書館、カナダのトロント大学図書館、アメリカの議会図書館、ニューヨーク公立図書館などで文献調査を行った。その研究の成果の一部は、『知財研フォーラム』において発表した、国際著作権法の成立、トウェイン、ストウ、ホイットマンの国際著作権保護に対するスタンスと働きかけに関する論文にまとめた。トウェイン、ストウ、ホイットマンは皆、アメリカの国際著作権法(1891)の成立に向けて大きな推進力となったアメリカン・コピーライト・リーグのメンバーであったが、トウェインは、文筆家でもある一方で、印刷機の発明に投資していた投資家としての側面も持っていたため、印刷工らが主張していたアメリカにおける内国製造条項に理解を示している等、独特な国際著作権観を持っていたことが明らかになった。

一方、ホイットマンは、アメリカン・コピーライト・リーグと基本的スタンスをともに

しており、外国人に対する公正さ、そしてアメリカの文学の健全な成長と、広範な地理的範囲における受容の実現のためには、国際著作権条約が必要であると考えていた。イギリスでは、上院での決定により、他国に先駆けて植民地も含むイギリス帝国の領土内で、最初に出版された外国人の作品も一定の要件を満たせば、片務的に著作権を保護すると定めていたが、ホイットマンは民主主義と平等の概念を体現すべきアメリカこそ、国際著作権を認めるべきだと考えていた。

また、カナダは、イギリスの作品が高値で出版される一方、長く国境を接するアメリカからイギリスの作品の海賊版とアメリカの作品が流入するというさらに複雑な状況におかれていた。それらの状況をイギリスの対カナダ政策という背景においてまとめるとともに、カナダにおける文学的独立を希求する動きと著作権の成立・発展との関係についての論文と、ディケンズとアメリカの出版社ハーバーとの関係の変遷に反映される英米の著作権保護をめぐる問題についての論文を執筆中である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計8件)

① 園田暁子、「ホイットマンのアメリカの理想と国際著作権」、『知財研フォーラム』、査読無、vol. 81 (2010) 41-44.

② 園田暁子、「『アンクル・トムの小屋』の翻訳・劇化をめぐる問題」、『知財研フォーラム』、査読無、vol. 80 (2010) 39-42.

③ 園田暁子、「マーク・トウェインの著作権観」、『知財研フォーラム』、査読無、vol. 79 (2009)、46-49.

④ 園田暁子、「ベルヌ条約へ向けての動きとユゴー」、『知財研フォーラム』、査読無、vol. 78(2009)、33-36.

⑤ 園田暁子、「バルザックから19世紀の作家たちへの手紙」、『知財研フォーラム』、査読無、vol.77(2009) 43-46.

⑥ 園田暁子、「アンソニー・トロロープと著作権に関する王立委員会」、『知財研フォーラム』、査読無vol. 75 (2008) 60-63.

⑦ 園田暁子、「ディケンズとアメリカ、ドイツの出版社」、『知財研フォーラム』、査読無、vol. 74 (2008) 54-58.

⑧ 園田暁子、「ディケンズと国際著作権」、
『知財研フォーラム』、査読無、vol. 73 (2008)、
49-52.

〔学会発表〕(計2件)

① Akiko Sonoda, “Why Dickens Resumed his
Connection with American Publishers,” *Material
Cultures 2010 Conference*, 2010年7月17日発
表予定、University of Edinburgh, Edinburgh,
United Kingdom.

② Akiko Sonoda, “Henry C. Carey, Publisher
and Economist, on International Copyright,”
*Published Words, Public Pages: SHARP
Copenhagen Conference*, 2008年9月11日、
Danish Royal School of Liberty and Information
Science, Copenhagen, Denmark.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

園田 暁子 (SONODA AKIKO)

中京大学・国際教養学部・准教授

研究者番号：00434564